

平成21年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

情報公開制度は、市の保有する市政情報について、その内容を具体的に明らかにすることにより、市民の皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた市政運営を保障していくための制度です。

対象となる市政情報は、市の職員が職務上作成・取得した情報で、市が管理しているものです。

情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要となります。

市政情報は開示することが原則ですが、個人のプライバシーに関する情報など、開示できないものもあります。

■ 不服申立ての件数と処理の状況

請求した情報が開示できないと決定された場合、その決定に不服がある方は、不服申立てができます。

平成21年度は、3件の申立てがあり、現在、1件が継続審査中です。

■ 市政情報の開示請求件数と処理状況

(単位：件)

実施機関	請求	決定内容				取下げ	却下	処理中	不服申立て
		開示	一部開示	不開示	不存在				
市長	59	30	23	2	11	0	0	0	3
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	4	2	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	4	3	0	0	1	0	0	0	0
合計	71	37	27	2	12	0	0	0	3

※ 1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。

■ 市からの情報発信

市では、情報開示の請求手続きをしなくても提供できる市政情報を、積極的に「市ホームページ」や「広報はむら」などを通じて公表しています。

平成21年度は、財政状況や審議会などの会議録、人事行政の運営状況などをお知らせしました。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めるとともに、市が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図り、市政の適正な運営を保障していくための制度です。

■ 保有個人情報取扱事務の状況

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について市長に届出を行い、市長はそれを「個人情報保護審議会」に報告することが義務付けられています。

■ 個人情報取扱事務届出件数内訳

(単位：件)

実施機関	届出件数	項目別件数	
		新規	廃止
市長	45	新規	18
		変更	19
		廃止	8
水道事業管理者	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
教育委員会	14	新規	13
		変更	0
		廃止	1
選挙管理委員会	1	新規	1
		変更	0
		廃止	0
農業委員会	1	新規	1
		変更	0
		廃止	0
監査委員	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
固定資産評価審査委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
議会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0

■ 目的外利用と外部提供の状況

個人情報収集した際の目的以外の目的で、その個人情報を市の内部で利用(目的外利用)したり、市以外の者に提供(外部提供)したりすることは禁止されています。

しかし、例外として、本人の同意を得たもの、法令に基づくもの、人の生命や財産などを守るために緊急かつやむを得ないもの、個人情報保護審議会に付議し、承認されたものは、目的外利用および外部提供が認められています。

■ 目的外利用・外部提供の届出状況

(単位：件)

実施機関	目的外	外部提供
市長	12	10
水道事業管理者	0	0
教育委員会	0	0
選挙管理委員会	0	0
農業委員会	0	0
監査委員	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
議会	0	0

■ 自己情報の開示請求・訂正請求、利用の中止請求に対する処理の状況

平成21年度は、自己情報の訂正請求と利用の中止請求はありませんでした。

■ 不服申立ての件数と処理の状況

情報公開制度と同様に、個人情報保護制度でも、自己情報の開示請求・訂正請求、利用の中止請求に対する決定に不服がある方は、不服申立てができます。

平成21年度は、不服申立てはありませんでした。

問合せ 庶務課法制係

■ 自己情報の開示請求件数と処理状況

(単位：件)

実施機関	請求	決定内容				取下げ	却下	不服申立て
		開示	一部開示	不開示	不存在			
市長	32	23	2	0	6	3	0	0
合計	32	23	2	0	6	3	0	0

※ 1件の請求に対し、対象となる自己情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の件数の合計は異なります。

防犯カメラの設置運用状況

市では、犯罪の予防などのために次の公共施設に防犯カメラを設置し、運用しています。

設置施設 市役所、図書館、スポーツセンター、スイングセンター、ゆとろぎ、郷土博物館、東児童館、西児童館、水上公園、動物公園、羽村駅西口連絡所、市内小・中学校、コミュニティセンター、福祉センター、いこいの里

問合せ 庶務課法制係

叙勲 瑞宝単光章(消防功労)

町田勝男さん

(元羽村町消防団長、五ノ神在住)

平成22年春の叙勲で、元羽村町消防団長の町田勝男さんが、瑞宝単光章を受章しました。



町田さんは、昭和37年から平成3年までの29年間にわたり、消防団員および消防団長として防災活動に尽力され、地域の安全確保に貢献されました。

問合せ 生活安全課防災係

このマーク知っていますか？② 視覚障害者のための国際シンボルマーク

このマークは、視覚障害を示す、世界共通の国際シンボルマークです。

横断歩道で、このマークの付いた歩行者用信号ボタンを見かけることはありませんか。

その信号機は、視覚障害者が安全に渡るよう、横断歩道の信号時間が長めに調整されています。

問合せ 障害福祉課

障害福祉係



暮らし

行政相談委員の改選

退任 武田昌實さん

3月31日をもって行政相談委員を退任されました。

武田さんは、平成17年6月1日から4年10か月にわたり行政相談委員としてご尽力いただきました。

選任 中野祐司さん（1期目）

（川崎4-1-9 ☎554-4989）

武田さんの後任として行政相談委員に推薦され、平成22年4月1日付けて、総務大臣から委嘱されました。

任期は、平成22年4月1日から23年3月31日までです。

問合せ 広報広聴課市民相談係

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。すべての人の人権が尊重されなければなりません。

市では、法務大臣から委嘱を受けた2人の人権擁護委員が、人権に関する相談を受けています。

■人権・身の上相談

相談は無料で、秘密は厳守します。

不当な迫害・いじめ・名誉棄損・差別など、人権に関することで困っている

ることなどを気軽に相談してください。

相談日時 毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分

6月の相談日 6月17日(木)

会場 市役所1階市民相談室

問合せ 広報広聴課市民相談係

自転車の安全利用を！

平成21年中に全国で自転車の関係する交通事故は15万件以上発生し、全交通事故に占める割合は20%を超えています。

自転車は身近で便利な乗り物です。ルールを正しく守り、安全な利用を行ってください。

■自転車安全利用五則

- (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (4) 安全ルール（飲酒運転や二人乗りの禁止、夜間のライト点灯など）を守る
- (5) 子どもはヘルメットを着用

問合せ 生活安全課交通・防犯係

子育て

児童育成手当の申請は5月31日(月)まで

6月は児童育成手当の年度切り替え月です。新たに申請する方や平成21年

度の市・都民税課税状況（20年中の所得）が限度額を超えたため対象とならなかった方は、5月31日(月)までに手続きをしてください。

昨年受給していた方には、6月に「現況届」用紙を送付します。現況届の案内に記載する提出期限までに提出してください。

■児童育成手当

支給対象 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間で、次のいずれ

かの状態にある児童を監護している方、または父母以外で児童を養育している方で、平成22年度の課税状況(平成21年中の所得)が限度額以内である方
○父または母が死亡した児童／父母が離婚した児童／父または母に重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度）のある児童／父のいない児童

支給額 該当児童1人につき月額1万3500円

必要書類 請求書および児童の戸籍謄本／請求者名義の銀行などの通帳／障害者手帳（障害のある方）／印鑑／平成22年1月1日以降に羽村市に転入した方は、前住所地の市区町村長の発行する平成22年度の所得証明書または課税（非課税）証明書

■児童育成手当（障害手当）

支給対象 身体障害者手帳1～4級・

愛の手帳1～4度をお持ちの20歳未満の児童を養育している方

支給額 該当児童1人につき月額1万5500円・1万2500円

※障害の程度および所得状況などにより異なります。

必要書類 請求者名義の銀行などの通帳／障害者手帳および愛の手帳／印鑑／平成22年1月1日以降に羽村市に転入した方は、前住所地の市区町村長の発行する平成22年度の所得証明書または課税（非課税）証明書

※受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請先・問合せ 子育て支援課支援係

教育

中学生の職場体験学習の実施

羽村第二中学校の2年生全員が、市内の事業所で職場体験学習を行います。

期間中は学校へは登校せず、直接職場へ行きます。職場体験を行っている生徒を見かけたら、励ましなどの言葉をかけてあげてください。

ご理解とご協力をお願いします。

期間 5月17日(月)～21日(金)

問合せ 指導室